



平成 29 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社クレストック
代表者名 代表取締役社長 高林 彰
(コード：7812 東証 J A S D A Q)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 三輪 雅人
(TEL. 053-435-3553)

当社取締役に対する業績連動報酬制度の導入及び 役員退職慰労金の支給算定基準の変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 10 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬制度の導入及び役員退職慰労金の支給算定基準の変更（以下、「本制度」という。）を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 9 月 27 日開催予定の第 33 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の目的等

当社の取締役報酬につきまして、東証コーポレートガバナンス・コードの制定を受け、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うとともに、取締役の年度業績に対する責任を明確にすべく、平成 30 年 6 月期より、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、役員報酬の一部を業績連動報酬（利益連動給与）にすることといたします。

さらに、中長期的な業績との連動を目的として、役員退職慰労金の支給額の算定に株価要素を取り入れることといたします。

2. 報酬制度改定の概要

(1) 利益連動給与の導入

- ① 現在役位別の固定額となっている役員報酬を、「月額固定報酬」と「利益連動給与」に分割する。役員報酬の金額水準は変更しない。
- ② 月額固定報酬は、役位と役割に応じて金額を決定する。
- ③ 利益連動給与は、役位別に標準額を設定し、営業利益目標達成度に応じて、0～150%の範囲で支給額を決定する。
- ④ 利益連動給与の算定式
利益連動給与＝利益連動給与役位別標準額×営業利益支給係数

営業利益達成率と営業利益支給係数の対応表

営業利益期初予想達成率	営業利益支給係数
150%以上	1.5
140%以上	1.4
130%以上	1.3
120%以上	1.2
110%以上	1.1
100%以上	1.0
100%未満	0.8
90%未満	0.64
80%未満	0.48
70%未満	0.32
60%未満	0.16
50%未満	0.00

(注) 営業利益達成率で使う目標値は、年度初めに決算短信で発表する業績予想値とする。

⑤ 利益連動給与の総額は、年額3千万円を上限とする。

(2) 役員退職慰労金の支給算定基準の変更

現行の役員退職慰労金は、業績連動要素や株価連動要素は含まれていないため、役員の各役位に在籍した期間に応じて金額が算定されます。今回の役員報酬制度の見直しに際して、役員退職慰労金についても業績連動要素や株価連動要素を組み込むことで、株主価値向上へのインセンティブ機能を向上させます。

具体的には以下のように、役員退職慰労金の算定式を変更し、株価連動要素を組み込みます。
(ただし、監査等委員である取締役については、業績連動要素を反映しない算式とします。)

退職慰労金支給算定基準	
現行	<p>退職慰労金の支給算定基準額は、報酬月額に同じ報酬月額であった年数および役位別倍率を乗じて得られた額の累計額とする。</p> <p>退職慰労金 = Σ (報酬月額 × 同じ報酬月額の在任年数 × 役位別倍率)</p>
見直し案	<p>退職慰労金の支給算定基準額は、在任年度単位の平均報酬月額に役位別倍率および平均株価伸び率を乗じて得られた額の累計額とする。</p> <p>退職慰労金 = Σ (在任年度の平均報酬月額 × (当年度在任期間(日)/365) × 役位別倍率 × (当年度在任期間の平均株価 ÷ 前年度平均株価))</p> <p>注1. 在任年度とは1. 就任年度、2. 次年度、……、n. 退任年度を指す。 注2. 監査等委員である取締役については、株価にかかわらず、上記算式の(当年度在任期間(日)の平均株価 ÷ 前年度平均株価)の部分を、常に1.0で計算する。 注3. 上場前の在任期間については、株価にかかわらず、上記算式の(当年度在任期間の平均株価 ÷ 前年度平均株価)の部分を、1.0で計算する。</p>

なお、役位別倍率は以下のとおりといたします。

役位	役位別倍率
会長（代表権なし）	1.2
代表取締役 社長	1.4
副社長、専務、常務	1.2
取締役 執行役員	1.1
監査等委員である取締役	1.0

以 上